

墨田区客引き行為等の防止に関する条例（案）概要

1 目的

公共の場所における客引き行為等を防止するための必要な事項を定め、もって区民の生活の平穩を保持するとともに、安全で安心な生活環境を確保する。

2 運用上の留意点

この条例の適用に当たっては、区民等又は事業者の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあってはならない。

3 区等の責務

区は、この条例の目的を達成するため、客引き行為等の防止に係る意識啓発の推進、区民等又は事業者が行う自主的な活動の支援等必要な施策を実施するものとする。

区は、の施策の実施に当たり、警察その他の関係機関との協力及び連携を図るものとする。

区民等及び事業者は、客引き行為等を防止するため、の施策に協力するよう努めるものとする。

4 客引き行為の禁止

何人も、公共の場所において客引き行為（ ）をしてはならない。

何人も、対償を供与し、又は供与の約束をして、他人に客引き行為をさせてはならない。

人の身体に触れ、通行を妨げ、身辺につきまとう等執ような方法により、客となるように人を誘う行為をいう。

5 ピンクちらし配布行為等の禁止

何人も、公共の場所においてピンクちらし（ ）を配布し、若しくは掲示し、みだりに人の住居等にピンクちらしを配り、若しくは差し入れ、又はこれらの行為を行う目的でピンクちらしを所持してはならない。

何人も、対償を供与し、又は供与の約束をして、他人にピンクちらし配布行為等をさせてはならない。

性的好奇心をそそる写真等を掲載したちらし、ピラ等をいう。

6 指導

区長は、客引き行為又はピンクちらし配布行為等をしていると認められる者に対し、口頭で当該行為を中止するよう指導することができる。

区長は、あらかじめ指定する者に、による指導を行わせることができる。

7 警告

区長は、客引き行為又はピンクちらし配布行為等を行った者に対し、当該行為を中止するよう警告することができる。

区長は、警告を行おうとする場合において必要があると認めるときは、当該違反した者及びその者に当該違反行為を委任し、又は命令したと認められる法人の代表者又は人に対して、資料の提出を求める等必要な調査を行うことができる。

8 公表

区長は、7 による警告を行った場合において、当該警告を受けた者が正当な理由がなく当該警告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

区長は、 により公表された者の営業その他の業務の用に供するための場所を提供している土地又は建物の所有者又は管理者に対し、当該公表された違反行為に係る事実を通知することができる。

9 過料

区長は、7 による警告を行った場合において、当該警告を受けた者が正当な理由がなく当該警告に従わなかったときは、5万円以下の過料を科することができる。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても の過料を科することができる。

10 施行日

平成26年12月1日